

令和5年8月25日
四国運輸局

深刻化するドライバー不足の解消に向けて 新しい貸切バスの運賃・料金を公示します

貸切バス事業においては、近年ドライバーの人手不足が課題となっておりましたが、2024年4月から開始されるドライバーの労働規制の強化を目前に控え、さらに深刻化しています。

こういった状況への対応や、さらなる安全への取組みを着実に実施できるよう、当局において、新たな貸切バスの運賃・料金を公示しました。

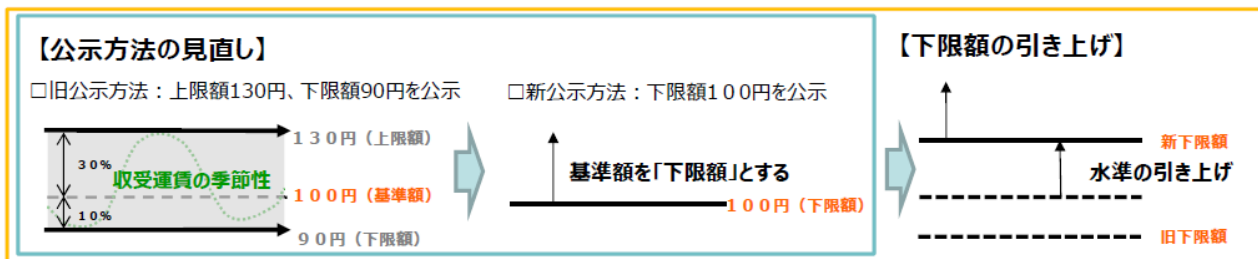
現状の社会経済情勢に見合った運賃・料金を収受できるようにすることで、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取組みが一層促進されることを期待します。

1. 運賃・料金見直しの概要

現在の貸切バスの運賃・料金は、貸切バス事業者が適切に安全への投資を行えるようにすることを目的として平成26年に導入されました。それ以降、今日に至るまで人件費や燃料費等のコストは上昇していることから、これを運賃・料金に反映させ、貸切バス事業者の収入基盤の改善を図ることとしました。

また、現在貸切バス事業者は、1時間当たり及び1km当たりの単価の上限額と下限額を国に届け出ていますが、貸切バス事業者の創意工夫によって高付加価値なサービスを提供することも可能となるよう、上限額の届出を不要とすることとしました。

【見直しのイメージ】



2. 新運賃公示額

	新下限額		旧下限額	
	距離 (1km 当たり)	時間 (1時間当たり)	距離 (1km 当たり)	時間 (1時間当たり)
大型	140 円	6,380 円	100 円	5,050 円
中型	120 円	5,380 円	90 円	4,260 円
小型	100 円	4,620 円	70 円	3,660 円

※車種区分の定義

大型：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型：大型車、小型車以外のもの

小型：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

3. 今後のスケジュール

貸切バス事業者には9月25日までに運賃・料金の変更届出の提出を求めるとしており、各貸切バス事業者においては、10月1日までに順次新たな運賃・料金が適用されます。

なお、経過措置として、従来の運賃・料金を前提に利用者と合意している運送については、従前の運賃・料金にて運送することとします。

<お問い合わせ先> 自動車交通部 旅客課
担当：村上、櫻又、影下、横山
TEL: 087-802-6771